

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、南伊豆町社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 社会体育施設を使用する者は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める使用料を、納入通知書により納入期限内に納付しなければならない。

※社会体育施設（加納テニスコート・武道館・体育館等）の利用等に関する運用について（令和4年7月 南伊豆町教育委員会）1を参照

（減免）

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- （1） 国又は地方公共団体が使用する場合
- （2） 町又は町教育委員会が主催、共催又は後援する事業に使用する場合
- （3） 町内のスポーツ協会、文化協会若しくはその加盟団体又は特定非営利活動法人（NPO法人）が使用する場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めた事業に使用する場合

※社会体育施設使用料徴収条例施行規則を参照

（使用料の不還付）

第4条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（過料）

第5条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表第4（第2条関係）

南伊豆町加納テニスコート使用料

使用区分		使用時間	午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで
一般	町内		1面 1,200円	1面 1,200円
	町外		1面 2,400円	1面 2,400円
高校生以下	町内		1面 600円	1面 600円
	町外		1面 1,200円	1面 1,200円
町内宿泊者			1面 1,200円	1面 1,200円

備考 町内とは、本町又は下田市に住所を有する者をいう。